

陸前高田市立地適正化計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく陸前高田市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するため、陸前高田市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他立地適正化計画に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の役員、構成員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4 委員の任期は、委嘱の日から立地適正化計画を策定する日までとする。

2 委員の委嘱の後に、当該委嘱の際の身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（委員長及び副委員長）

第5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、設置後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（代理等）

第7 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、建設部土地活用推進課において処理する。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。